

「農用地利用集積等促進計画」の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和五年十一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
高梨 隆識	岡山市東区	岡山市東区中尾字宮ノ前七九二―三外一筆
岸 幹子	岡山市東区	岡山市東区金田一二五五外十六筆
丸本酒造株式会社	浅口市	矢掛町南山田字三十代三六一―三外2筆
黒石 武則	美作市	美作市山城八一―外二筆

二 認可年月日

令和五年十一月二十四日

三 申請年月日

令和五年十一月十六日